



## 第 41 回電気通信普及財団賞 表彰者コメント ～テレコム人文学・社会科学賞～

<順不同>

※括弧内の所属は当論文賞受賞時のものです。

宇田川 敦史 氏

(武蔵大学社会学部メディア社会学科 准教授)

テレコム人文学・社会科学賞 入賞

「Google SEO のメディア論: 検索エンジン・アルゴリズムの変容を追う」



この度は、「第 41 回電気通信普及財団賞テレコム人文学・社会科学賞 入賞」にご選定いただき、誠に光栄に存じます。

本書は、東京大学大学院学際情報学府に提出した博士論文をもとに、改稿を行い、出版したものになります。本書の執筆にあたっては、現・関西大学の水越伸教授をはじめ多くの方々のご指導・ご助力を賜りましたこと、改めて深く感謝申し上げます。また、

審査に携わられた先生方ならびに貴財団に厚く御礼申し上げます。

本書は、Google をはじめとする検索エンジンのアルゴリズムがいかに変容したのか、そしてそれらがどのように「ブラックボックス」として構築され、維持・変容しているのかを、SEO(検索エンジン最適化)という観点から分析し、論じたものです。本書の射程は、単に Google のような特定のプラットフォームの変化を歴史的に記述するだけでなく、「プラットフォーム」なるメディアがどのようなアクターのどのような相互作用によって構築・維持されるのか、その権力構造を考察することで、「新しい」とされるメディアが社会の中で日常的な「インフラ」へと変容するメカニズムを論じることにあります。

今回の受賞を励みに、この知見をますます変化しつつあるデジタル・メディア環境をとらえなおす端緒として、さらに研究を進めてまいります。この度は、誠にありがとうございました。

## 第 41 回電気通信普及財団賞 表彰者コメント ～テレコム人文学・社会科学賞～

<順不同>

※括弧内の所属は当論文賞受賞時のものです。

**小西 葉子 氏**

(関西学院大学総合政策学部 専任講師)

**テレコム人文学・社会科学賞 入賞**

**「現代の諜報・捜査と憲法－自由と安全の日独比較研究」**



この度は、「第 41 回電気通信普及財団賞テレコム人文学・社会科学賞 入賞」を賜り、誠にありがとうございます。このような伝統ある賞を賜ることができることは青天の霹靂で、選考にあられた先生方をはじめ、電気通信普及財団関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

本書は、自身の博士論文及び博士号取得後に刊行された複数の単著論文をまとめた論文集として、公益財団法人 KDDI 財団より著書出版助成を賜り、法律文化社より刊行されました。指導教授である渡辺康行先生、様々な研究会でご指導ご鞭撻をいただいた先生方、出版をお引き受けいただいた株式会社法律文化社関係者の皆様、そして出版助成を頂いた公益財団法人 KDDI 財団及び助成のご推薦を頂いた KDDI 総合研究所関係者の皆様に、深く御礼を申し上げます。

本書の研究は、国家の情報収集活動としての諜報・捜査に対抗して、憲法が保障した価値を守る実効的な方法を探ることを目的に、日独比較研究の手法を用いて、自由と安全の概念や現代の諜報・捜査の実態について検討を行い、権力分立の観点を軸とした統制システムを構想するものです。

日本国憲法を通じて表れる「私たち一人ひとは、個人として自由である」という価値を守るための手段は、電気通信技術が著しく発達し、社会全体のありようが変貌していく現代において、問われ続けなければならない本質的な社会的課題であると考えています。今回の受賞を励みとして、今後も自らの法学研究を深化するとともに、最新の電気通信技術について学際的な交流・共同研究をしながら、学び続けてまいります。

末筆になりますが、電気通信普及財団の益々のご発展を祈念して、受賞の挨拶とさせていただきます。

## 第41回電気通信普及財団賞 表彰者コメント ～テレコム人文学・社会科学賞～

<順不同>

※括弧内の所属は当論文賞受賞時のものです。

### 安達 貴教 氏

(京都大学大学院経営管理研究部・大学院経済学研究科 教授)

### テレコム人文学・社会科学賞 入賞

### 「21世紀の市場と競争ーデジタル経済・プラットフォーム・不完全競争」



「何に対しても驚かないこと、…(中略)…これしか人を幸福にし、幸福なまま保てるものはありません。」(『書簡詩』第一卷第六歌)

振り返ってみますと、ここ最近の内外における動静にあつて、私は無意識のうちに、自分自身の中にある不安感と焦燥感をごまかすために、古代ローマの詩人ホラティウス(紀元前 65～紀元前 8 年)の格率に日々従うことを是としてきたものと思われま(高橋宏幸訳、講談社学術文庫、2017 年、39 頁)。しかし、今回の授賞のお知らせは、そのような私にとっては珍しい「驚き」の機会となりました。

まずそもそも、応募の事実を忘却していたという理由があります。本賞の応募時期は毎夏。関係者の皆様からのご尽力のお陰で、本賞に応募させていただき運びとなりましたが、締切よりは相当早く応募を終えることとなったのです。それは、夏にアメリカ東海岸のとある大学に出張することになっていたからに他ありません。思ったよりもあっけなく入国したことも、今とはなつては朧気ながらの記憶として残っているばかりです。ただし、都度の支払いごとに割高感を感じざるを得なかったことだけは、残念ながら記憶から消え去ることはできませんでした。今回の授賞のお知らせを受け、本賞への応募とともに、当時が懐かしく思い出され、そしてそもそも、それを懐かしく感じている自分自身にまず「驚いた」のです。

加えまして、本賞に応募をさせていただきことになったものの、拙著は、本賞が対象とする情報社会あるいは情報通信技術を真正面から捉えた内容とは言えないのではないかと考えていたことがあります。それにもかかわらず、幸いにして受賞に至ったことに対して、僭越ながら「驚き」を感じたのです。

確かに、「デジタル経済」が副題にあります。そして、情報通信技術の進展に立脚する「プラットフォーム」という用語も続きます。しかし、実際のところ、私にとりましては、「デジタル」を足掛かりとして、「不完全競争の経済学」と「競争政策の哲学」とを自分なりに統合的に展開してみたい、少なくとも、その端緒としたいという夢想とも言える企図から執筆された小著でした。それは、あらゆる産業を包括的に対象としており、その射程は、情報通信技術に限られるものではないと考えていたのです。

しかし、足元を振り返ってみますと、共和政から帝政に舵を切りつつあった紀元直前の動乱期に生きた詩人、あるいは、1800 年の歳月を超えて、フランス東部、スイスに近い一地方で、村長の子供たちの家庭教

師として雇われたばかりのジュリアン・ソレル(スタンダード『赤と黒』)が諳んじていた詩人、の格率を無意識のうちに実践するようになっていった契機は、情報社会の変容とは無関係ではありません。とりわけ、2010年代からの携帯電話、いやスマートフォンの普及。そして、ソーシャル・メディア(日本語では SNS)の定着、更には、2020 年代になってから爆発的に進展した生成 AI です。これらは、私に限らず、思想的な立場を超え、世界における少なくない人々に不安感、そうでなければ、焦燥感を与えている源泉と言えるでしょう。

このような 21 世紀の情報社会を分析的に考えていく際、一つの視点として、「不完全競争の経済学」が有効であろうと考えています。拙著では、生産サイドでの「規模の経済性」に基づく 20 世紀までの競争の不完全性と対比させながら、21 世紀からの新たな「デジタル市場」によって創出された「売り手と買い手のつながり」の新たな可能性から生じる「規模の経済性」について論じています。21 世紀にあっては、電気通信工学及び情報科学をベースとする情報通信技術が無視しては、もはや「不完全競争の経済学」の展開は不可能なものであり、それは、「不完全競争の経済学」の源流に位置すると言うべきカール・マルクス(1818～1883 年)やアルフレッド・マーシャル(1842～1924 年)の理論が、彼ら自身が生きた時代の産業様式の展開とは無縁に構築されたとは考えられないことと比類しているでしょう。その肝心の「不完全競争の経済学」の中身についてであります。ここで説明を加える余裕は残念ながらありません。ご関心のある方は、拙著を手にとっていただければ幸いです。

もちろん、21 世紀の情報社会と情報通信技術には、暗雲が垂れ込めているばかりとは言えません。私たちは、日常の当たり前という恩恵を忘れがちであります。実際、この小文の作成にあたっては、従来からの書籍に加えて、当たり前のように生成 AI を利用し、その助力は少なくありませんでした。一般には「独占禁止政策」あるいは「独禁政策」という名称で知られる「競争政策」は、財政政策や金融政策、あるいは社会保障政策などと比べますと、一般世論の耳目を集めることは相対的には少ないわけですが、その要諦は、日常の経済活動を「驚き」とは無縁の「当たり前」のものとして保持できるようにすること、その点にあると筆者は考えています。何故ならば、それこそが人類の真の「幸福」に他ならないからです。ここには「自由放任」、あるいはその反動としての「権威主義」ではなく、知恵と工夫を凝らして人類の英知を傾けていこうとする姿勢が求められていると言えるでしょう。なお私は、「競争政策」とは、日常用語から想起されるような「競争」を促そうとすることが眼目なのではない、という点は広く一般に知られるべきと考えておりますが、やはりその詳細につきましては、拙著に譲りたいと思います。

以上の諸点を踏まえ、これまでの、そしてこれからの情報社会と情報通信技術の光と影の全貌を描いてみるのが、人類にとっての歴史的課題として残されています。

最後に、しかし、もちろん最小にではなく、久方振りの「驚き」を私に与えてくださった、電気通信普及財団の理事会、審査委員会、並びに事務局の皆様方を始めとする関係者ご一同に厚く御礼申し上げ、財団の益々のご発展を祈念する次第です。

ところで、冒頭のエピグラフから、私は、当のホラティウスは厭世詩人かのような印象を持っていました。しかし実際は、時の初代皇帝アウグストゥスからの知己を得た桂冠詩人であったことが知られています(上述翻訳における高橋宏幸教授の「訳者解説」を参照)。今回、それを知ることができた点もまた、自らの無知に



公益財団法人

電気通信普及財団

基づくものとはいえ、「驚き」であったことを記しつつ、教育と研究に従事する者と致しましては、再び、今回の受賞に匹敵するような「驚き」がない日常に戻ることであります。それはまた、21 世紀に限らず、どのような時代にも通底する「幸福」を意味しているのかも知れません。

## 第 41 回電気通信普及財団賞 表彰者コメント ～テレコム人文学・社会科学賞～

<順不同>

※括弧内の所属は当論文賞受賞時のものです。

### 村山 陽 氏

(東京都健康長寿医療センター研究所社会参加とヘルシーエイジング研究チーム 研究員 (専門副部長))

### テレコム人文学・社会科学賞 奨励賞

「Does online communication reduce loneliness among middle-aged and older adults living alone? Focusing on intergenerational communication」



この度は、大変名誉ある「第 41 回電気通信普及財団賞テレコム人文学・社会科学賞 奨励賞」をいただくことになり、大変光栄に思っております。審査して下さった先生方、電気通信普及財団関係者の皆様方に心より御礼申し上げます。この場を借りまして、お世話になった先生方、研究活動の中でお世話になったすべての方々に改めて感謝申し上げます。

単身中高年者の社会的孤立が深刻な問題になっている中、その予防に向けた ICT 活用が注目されています。本研究では、多世代とのつながりの有用性を検証するために、リサーチクエスチョンを「単身中高年者においてオンライン・コミュニケーションは孤独の軽減につながるのか？」と設定し、40-70 代の単身者 1,900 人を対象にインターネット調査を行いました。

調査データを分析した結果、SNS は現実世界の世代間関係の維持に効果的であり、単身中高年者の社会的孤立の予防にも寄与することが示されました。今後、オンラインとオフラインの両方からつながりが維持できるような仕組み作りが課題となります。

今回いただいた賞には、これからもっと研究に向き合っていきなさいという叱咤激励の意味が込められていると思います。その思いに答えられるように、これからも愚直に・真摯に研究に取り組んでまいりたいと思います。

## 第 41 回電気通信普及財団賞 表彰者コメント ～テレコム人文学・社会科学賞～

<順不同>

※括弧内の所属は当論文賞受賞時のものです。

### 松尾 剛行 氏

(桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー弁護士／慶應義塾大学 特任准教授)

### テレコム人文学・社会科学賞 奨励賞 「サイバネティック・アバターの法律問題」



この度は、「第 41 回電気通信普及財団賞テレコム人文学・社会科学賞 奨励賞」という栄誉ある賞を頂戴すること大変光栄です。

当職は、情報法、特に将来を見据えた技術革新に対応した実務と理論の架橋をライフワークとしており、本書のテーマであるアバター法(サイバネティック・アバターの法律問題)は、まさにその最重要テーマの一つです。ここで、アバター法の中には例えば VTuber (Virtual YouTuber) に関する様々な法律問題のように、既に発生済みの課題も含まれ、当職も実務において対応しております。これに加え、広くアバターがインフラとして万人に利用されるようになると予想されているものの、それまでに一定の時間は必要でしょう。その中で、アバターがインフラ化するに当たっての様々な問題については、将来それが現実化した段階で検討するのではなく、現時点から活発な議論を開始し、そのようなアバター時代に備えた法解釈論や立法論を準備しておくべきだと考えていました。もともと、その趣旨に基づく本書につきましては、将来のテーマを含むこともあり、なかなか商業出版ルートに乗せにくいという悩みがあり、どのようにこの問題を世に問うべきか、という課題に直面しておりました。その中で、2024 年度には貴財団に出版助成を頂き、単著でアバター法に関する様々な論点を論じる本書を弘文堂から出版させて頂きました。まさに、本書は貴財団の出版助成があつて初めて世に出たものであり、本当に感謝しております。そして、今回、貴財団に本書に対してこのようなご評価を頂いたこと、感謝しております。

当職としては、本書の中で、アバターがインフラ化する未来を見据え、現行法の解釈で対応できる範囲と、対応できない可能性のある問題を区別し、前者に対しては解釈論を示し、後者については立法論を示す試みを行いました。このような営みを地に足の着いたものとしてご評価頂いたものと考え、大変嬉しく思います。そして、本書は当職がムーンショット型研究開発事業において慶應義塾大学特任准教授として行った研究の集大成であり、同プロジェクトの PM である同大学の新保史生教授をはじめとする、多くの関係者の皆様のご協力のお陰で本書が成り立っています。ここに改めて感謝の意を表します。今後も引き続きアバター法、そしてアバターに限られない、AI 等を始めとする様々な情報法やその現代的課題についてますます多くの実務経験を積み重ねると共に、学术界への還元や政策提言等も精力的に行って参りたいと存じます。